各都道府県生活福祉資金貸付制度主管部局長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長

「令和4年度税制改正の大綱」(緊急小口資金等の特例貸付関係)について

平素より、厚生労働行政の推進につき、格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活困窮者支援については、これまで、緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金の特例措置、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給等各施策を講じております。こうした施策の現場を担う皆様のご尽力により、多くの方々の生活が守られており、改めて感謝申し上げます。

さて、緊急小口資金等の特例貸付については、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置である緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除の取扱いについて」(令和3年11月22日 社援発1122第2号厚生労働省社会・援護局長通知)により、償還免除の取扱いを示したところです。

本日、閣議決定された「令和4年度税制改正の大綱」において、特例貸付を償還免除したことによる償還免除益については、所得税及び個人住民税を課さないこととする(別添参照)とされましたのでご了知願います。

なお、本税制上の措置につきましては、今後、関係法令の改正の後、施行される予定です。 各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会等にも周知いただきますようお願いします。

(別添)

令和4年度税制改正の大綱(令和3年12月24日閣議決定)(抜粋)

3 租税特別措置等

(国税)

[延長·拡充]

(6) 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金の特例貸付事業及び総合支援資金の特例貸付事業 による金銭の貸付けにつき当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受け る経済的な利益の価額については、所得税を課さないこととする。

(地方税)

個人住民税について、所得税における〔延長・拡充〕(1)から(8)までの見直しに伴い、所要の 措置を講ずる。